

ICT支援員の配置を求める意見書（案）

国は、GIGAスクール構想の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症等による臨時休校時においてもICTの活用により子供たちの学びを保障できるよう、児童生徒一人一台端末及び高速大容量通信ネットワークの整備を推進してきたところである。

このような中、ICTを活用した教育を推進するためには、教員のICT活用指導力の向上や、機器の設置準備等の教員の負担軽減といった人材面の課題に加え、感染症拡大により、遠隔授業のニーズが高まっていることから、教員のICT活用を日常的に補助するICT支援員によるサポート体制の強化が急務となっている。

これに対し、国は、ICT支援員については、4校に1人の割合で配置できるよう地方財政措置を講じているが、学校現場の実情を踏まえたきめ細やかな支援を行うには不十分であることや、地方自治体等が独自にICT支援員を確保することが困難な状況であることから、更なる支援の拡充が必要である。

よって、国においては、全ての児童生徒がICTを活用した効果的な教育を受けられるようにするため、希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日

香 川 県 議 会